

市民委員会資料

2 陳情の審査

- (1) 陳情第76号 現・小学校1年生に対し小児医療費助成制度の遡及適用を求めることに関する陳情

資料1 川崎市小児医療費助成条例改正の概要

資料2 小児医療費助成制度の政令指定都市実施状況

資料3 小児医療費助成事業県内市町村別実施状況

市民・こども局こども本部

(平成24年6月18日)

1 制度の趣旨

医療費助成により、子どもの健やかな成長と小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする

2 現行制度について

(1) 助成内容

ア 0歳児から小学校就学前まで

入院の自己負担額（保険医療費の2割分）を対象者に医療証を交付し、原則、窓口負担のない現物給付方式による助成

イ 小学生から中学校卒業まで

入院の自己負担額（保険医療費の3割分）を償還払い方式による助成

(2) 所得制限

1歳児以上の場合、児童手当法施行令に定める所得限度額に準拠した所得制限あり

扶養人数	0人	1人	2人	3人
所得制限の額	630万円	668万円	706万円	744万円

※平成24年6月に児童手当法施行令改正に伴う所得制限額を緩和

(3) 平成23年度対象者と扶助費

ア 医療証交付者数 73,414人（平成24年3月末現在）

イ 扶助費 2,411,994千円（平成23年度決算見込）

ウ 県費補助額 549,836千円（平成23年度決算見込）

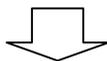
3 条例改正の内容と施行日について

(1) 改正内容

通院医療費の助成対象年齢について、「小学校就学前」から、「小学校1年生まで」に拡大する

現行

対象年齢	助成の範囲	所得制限
0歳児	通院・入院	なし
1歳児～ <u>小学校就学前</u>		児童手当法施行令に定める所得制限の額に準拠
<u>小学校1年生</u> ～中学校卒業	入院のみ	なし



改正後

対象年齢	助成の範囲	所得制限
0歳児	通院・入院	なし
1歳児～ <u>小学校1年生</u>		児童手当法施行令に定める所得制限の額に準拠
<u>小学校2年生</u> ～中学校卒業	入院のみ	なし

(2) 施行日 平成24年9月1日

4 改正による影響

- (1) 通院医療費助成対象者の増加見込数 約10,000人
(平成24年6月実施の所得制限緩和による増加数 約4,700人は含まず)
- (2) 平成24年度扶助費の増加見込額 約150,000千円(9月～1月受診分)
※通年ベース約360,000千円
※1月あたり約 30,000千円

5 川崎市における制度の変遷

- 昭和48年 4月 川崎市乳児医療費助成制度開始 0歳児のみ(入院・通院)所得制限なし
- 平成 7年10月 神奈川県補助事業開始に伴い川崎市小児医療費助成制度に改める
{ 0歳児から2歳児(入院・通院)、3歳児～中学卒業まで(入院のみ)
1歳児以上所得制限
- 平成 9年 7月 所得制限を緩和
- 平成11年 1月 3歳児まで通院医療費の助成対象を拡大
- 平成14年 1月 4歳児まで通院医療費の助成対象を拡大
- 平成17年 1月 5歳児まで通院医療費の助成対象を拡大
- 平成18年 4月 所得制限を緩和
- 平成19年 1月 小学校就学前まで通院医療費の助成対象を拡大
- 平成24年 6月 所得制限を緩和

小児医療費助成制度の政令指定都市実施状況

※平成24年6月現在

都市名	対象年齢	所得制限	一部負担金	備考
川崎市	通院:0歳～小学校就学前	0歳なし 1歳以上児童手当制度に準拠 ※平成24年6月から児童手当制度における所得制限緩和に伴い所得制限緩和	なし	平成24年9月から 通院:小学1年生まで拡大予定
	入院:0歳～中学校卒業			
札幌市	通院:0歳～小学校就学前	児童手当制度に準拠	初診時のみ医科580円、歯科510円 小学生の場合で住民税非課税の方、医科580円、歯科510円、課税の方は医療費の1割(限度額あり)	平成24年4月から 入院:中学校卒業まで拡大
	入院:0歳～中学校卒業			
仙台市	通院:0歳～小学校3年生	児童手当制度に準拠	なし	
	入院:0歳～中学校卒業			
さいたま市	通院:0歳～中学校卒業	なし	なし	
	入院:0歳～中学校卒業			
千葉市	通院:0歳～小学校3年生	なし	市民税所得割課税者は 通院1回300円 入院1日300円 (市民税所得割が課税されていない方は無料)	平成23年8月から 通院:小学校3年生まで拡大 一部負担金を通院・入院1回200円から300円に変更
	入院:0歳～中学校卒業			
横浜市	通院:0歳～小学校就学前	0歳なし 1歳以上児童手当制度に準拠	なし	平成24年10月から 通院:小学1年生まで拡大予定
	入院:0歳～中学校卒業			
相模原市	通院:0歳～小学校3年生	0歳なし 1歳以上児童手当制度に準拠	なし	
	入院:0歳～中学校卒業			
新潟市	通院:0歳～小学校3年生	なし	通院:同一医療機関で月4回まで1日530円 入院:1日1,200円	平成23年9月から 1歳以上の所得制限を廃止 平成24年9月から 入院:中学校卒業まで拡大予定
	入院:0歳～小学校卒業			
静岡市	通院:0歳～中学校卒業	なし	通院のみ 1歳以上1回500円	平成24年4月から 通院:中学校卒業まで拡大
	入院:0歳～中学校卒業			
浜松市	通院:0歳～中学校卒業	なし	通院1回500円 小学校就学前までは1回500円(月4回まで) 入院1日500円	
	入院:0歳～中学校卒業			
名古屋市	通院:0歳～中学校卒業	なし	なし	平成23年10月から 通院:中学校3年生まで拡大
	入院:0歳～中学校卒業			
京都市	通院:0歳～小学校就学前	なし	入院:1月1医療機関につき200円 通院:3歳未満は1月1医療機関につき200円 3歳以上は1月3,000円を超えたとき、 超えた額を償還する	平成24年9月から 通院:小学6年生まで拡大予定
	入院:0歳～小学校卒業			
大阪市	通院:0歳～小学校就学前	3歳未満:なし 3歳以上:児童手当制度に準拠	1医療機関ごとに1日当たり500円以内で月2日を限度	平成23年11月から 入院:中学校卒業まで拡大 0歳～2歳所得制限撤廃 平成24年11月から 通院:中学校卒業まで拡大予定
	入院:0歳～中学校卒業			
堺市	通院:0歳～中学校卒業	なし	1医療機関あたり、月2日を限度に各日500円まで	
	入院:0歳～中学校卒業			
神戸市	通院:0歳～小学校卒業	0歳なし 1歳以上市民税所得割額が23.5万円未満	0歳無料 1歳以上の通院は、1医療機関毎に1日上限800円(低所得者600円)を、月2回まで(3回目以降無料)。入院は負担なし	平成23年10月から 通院:10歳～12歳をこども医療費助成事業として実施 平成24年12月から所得制限・一部負担金を緩和予定
	入院:0歳～中学校卒業			
岡山市	通院:0歳～小学校就学前	なし	なし	
	入院:0歳～中学校卒業			
広島市	通院:0歳～小学校就学前 (小学校1・2年生の発達障害児)	児童手当制度に準拠	原則、医療機関ごとに、通院の初診料算定時に1日500円(月4日を限度)、入院は負担なし (1歳児以降は、乳幼児健康相談等の受診状況により一部負担金が異なる)	
	入院:0歳～小学校就学前 (小学校1・2年生の発達障害児)			
北九州市	通院:0歳～小学校就学前	3歳未満:なし 3歳以上:児童手当制度に準拠 (子ども2人以上世帯は所得制限を免除)	小学生の入院のみ 1医療機関ごと1日500円(月3,500円まで)	平成23年10月から 入院:中学校卒業まで拡大
	入院:0歳～中学校卒業			
福岡市	通院:0歳～小学校就学前	なし	なし	
	入院:0歳～小学校卒業			
熊本市	通院:0歳～小学校3年生	なし	医科:4歳から1医療機関ごと月500円 歯科:6歳から1医療機関ごと月500円	平成23年10月から 通院:小学校3年生まで拡大
	入院:0歳～小学校3年生			

小児医療費助成事業県内市町村別実施状況

資料3

(平成24年6月1日現在)

	所得制限	年齢制限		一部負担金	備考
		入院	通院		
県基準	児童手当特例給付基準相当額に準拠	中学校卒業	小学校就学前	入院:1日100円 通院:1回200円	
横浜市	0歳:制限なし 1歳以上:特例	○	○	×	H24.10~通院を小学1年生までに拡大予定
川崎市	0歳:制限なし 1歳以上:児童手当基準額に準拠	○	○	×	H24.6~所得制限を緩和(児童手当施行令改正による) H24.9~通院を小学1年生まで拡大予定
相模原市	0歳:制限なし 1歳以上:特例	○	小学3年まで	×	
横須賀市	0歳:制限なし 1歳以上:特例	○	○	×	
平塚市	小学校就学前までなし 以降は特例	○	小学6年まで	×	H24.4~通院を小学3年生から小学6年生までに拡大
鎌倉市	小学校就学前までなし 以降は特例	○	小学6年まで	×	
藤沢市	小学校6年までなし 以降は特例	○	小学6年まで	×	
小田原市	0歳:制限なし 1歳以上:特例	○	小学3年まで	×	
茅ヶ崎市	3歳まで制限なし 4歳以上:特例	○	○	×	
逗子市	0歳:制限なし 1歳以上:特例	○	小学1年まで	×	
三浦市	小学校3年までなし 小学校4年以降は特例	○	小学3年まで	×	H24.4~通院を小学2年生から小学3年生までに拡大
秦野市	なし	○	6歳以下	×	H24.10~通院:小学校4年生まで 通院、入院ともに1歳児以上に所得制限を実施予定 (0歳児は所得制限なし)
厚木市	なし	○	中学校卒業まで	×	
大和市	0歳:制限なし 1歳以上:特例	○	小学6年まで	×	
伊勢原市	小学校3年までなし 以降は特例	○	小学3年まで	×	H23.10~通院の補助対象も6歳児から小学3年生までに拡大
海老名市	なし	○	中学校卒業まで	×	
座間市	0歳:制限なし 1歳以上:特例	○	小学3年まで	×	
南足柄市	0歳:制限なし 1歳以上:特例	○	小学3年まで	×	
綾瀬市	なし	○	小学3年まで	×	H24.10~通院の補助対象を小学6年生までに拡大予定(平成24年3月26日議決)
葉山町	小学校就学前までなし 小学校以降は特例	○	小学2年まで	×	
寒川町	0歳:制限なし 1歳以上:特例	○	小学3年まで	×	
大磯町	0歳:制限なし 1歳以上:特例	○	小学6年まで	×	
二宮町	小学3年までなし 以降は特例	○	小学6年まで	×	H23.10~小学3年生までから小学6年生までに拡大した。 H24.10~小学1年生から小学6年生まで所得制限を実施予定
中井町	なし	○	中学校卒業まで	×	
大井町	0歳:制限なし 1歳以上:特例	○	○	×	
松田町	なし	○	中学校卒業まで	×	
山北町	なし	○	中学校卒業まで	×	
開成町	3歳未満なし 3歳以上は特例	○	○	×	
箱根町	なし	○	中学校卒業まで	×	
真鶴町	小学校までなし 中学校以降は特例	○	小学6年まで	×	H24.4~通院の補助対象を小学校就業前から小学6年生までに拡大
湯河原町	小学校就学前までなし 小学校以降は特例	○	○	○	
愛川町	小学6年までなし 以降は特例	○	小学6年まで	×	
清川村	なし	○	中学校卒業まで	×	
県基準数	0	33	7	1	
単独基準数	33	0	26	32	

<凡例> ・「○」県基準と同様の基準で実施
 ・「×」実施しない(市町村が負担)※(一部負担金欄のみ)
 ・所得制限及び年齢制限について、市町村単独基準の場合は基準内容を表記